

にしよどアフター万博 2026 フォトコンテスト事業実施要領

1. 目的

大阪をめぐるミyakミyakモニュメント(いらっしやい)の福駅前設置期間中に、モニュメントを中心とする西淀川区各地域の写真を広く募集することにより、参加者それぞれが当事者として西淀川区の魅力の共有・拡散に関わる事業を実施する。

2. 募集内容

■ 募集作品

次の要件を満たす写真とする。

- ミyakミyakモニュメント(いらっしやい)又は、にしよどアフター万博 2026 に関連する区内の風景・催し・交流等が撮影されており、本事業の趣旨に沿うもの
 - 西淀川区の魅力(景色、食、人、文化、まちの雰囲気、回遊の発見等)が伝わるもの
- ※応募作品は、主催者によりモザイクアート等の作品制作に活用する場合がある。

■ 応募期間

令和8年 10 月 1 日(木)～令和8年 11 月 30 日(月)まで

※応募状況等により、期間満了前に受付を終了する場合がある。

■ 応募資格

プロ・アマ問わず誰でも応募が可能。また、日本国内在住の方に限らない。

■ 応募方法

応募は Instagram 投稿により行う。

西淀川区公式 Instagram (@nishiyodo_expo2026) をフォローする。

テーマに合う写真を撮影する。

指定ハッシュタグ「#にしよどアフター万博 2026」を付け、西淀川区公式 Instagram (@nishiyodo_expo2026) をタグ付けして投稿する。

注意事項

非公開(鍵付き)アカウントは審査対象外とする。

応募投稿は、応募期間中であれば複数回の投稿(複数作品の応募)を可とする(※ただし、入賞・採用の扱いは別途定める)。

投稿のキャプション等に、必要に応じて撮影場所・コメント等を記載することを推奨する。
※応募にあたっては、肖像権・著作権等の権利処理及び応募規約(本要領)への同意を要する。

3. 審査方法

(1)掲載・収集

応募作品のうち、応募規約に反せず、募集趣旨に適合していると主催者が判断した投稿を

審査対象とする。

※肖像権等保護の観点から、個人が特定される内容を含む場合、主催者判断により審査対象外又は掲載・二次利用を行わないことがある。

(2)主催者は、審査員による審査により入賞作品を選定する。

また、Instagram 上の反応(いいね数、コメント数等)は参考指標として扱う場合がある。

(3)選定や審査結果に関する異議申立、問合せは一切受け付けない。

4. 結果発表

入賞者等には、主催者から Instagram のダイレクトメッセージ等により通知する。

- ・ 入賞者に対して、記念品等を贈呈する場合がある(内容・時期等は別途周知する)。
- ・ 採用作品を用いて制作する成果物(例:モザイクアート、区 HP・SNS 掲載、展示物、冊子等)を作成する場合がある。

※期限までに返信がない場合、入賞・採用を無効とする場合がある。

5. 応募等にあたっての留意事項

(1)著作権等について

- 応募者は、応募時点で、主催者(西淀川区役所)が応募作品を無償で利用(区 HP・公式 SNS での掲載、広報物への掲載、展示、イベントでの使用、成果物(モザイクアート・冊子等)の作成・頒布等を含むがこれらに限らない)することに同意したものとみなす。
- 主催者は、広報・編集上必要な範囲で、応募作品のトリミング、色調補正、レイアウト調整、文字入れ、ぼかし加工等を行うことがある。
- 応募者は、前項の利用に関し、主催者及び主催者が許諾する第三者に対して、著作権者人格権を行使しないものとする。
- 主催者は、広報・編集上必要な範囲で、応募作品のトリミング、色調補正、レイアウト調整、文字入れ、ぼかし加工等を行うことがある。

(2)応募作品について

- 応募者本人が撮影した写真であること(他者の著作物の転載・盗用・AI 生成画像の投稿等は不可とする運用も検討)。
- カラー・モノクロは不問とする。
- 撮影に許可が必要な場所・被写体については、応募者が必要な承諾を得たうえで撮影したものであること。
- 次に掲げる事項に該当する応募作品は失格とする。
 - ・法令等に違反するもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・宗教・政治活動を目的とするもの
 - ・企業名や特定の商品名等の広告宣伝を目的とするもの
 - ・個人・企業・団体等を中傷したり、プライバシーを侵害するもの
 - ・事実を著しく歪める加工・合成等を行ったもの

※応募作品に写っている人物の肖像権保護を目的に、ぼかし加工を施す等の措置は除く

- ・他のコンテスト等で受賞したもの
- ・その他、主催者が不適当と認めるもの

(3) その他

- 本事業への参加は無料とする。ただし、投稿・閲覧等に要する通信料等は各自で負担することとする。
- 応募に伴うデータ送受信の事故、アカウントの不正使用、パスワードの紛失・漏洩、第三者の使用等により生じた損害について、主催者は責任を負わない。
- 応募者は応募した時点で、本要領に同意したものとみなす。
- 応募者は応募した時点で、大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと、及び当該関係者との取引・交際がないことを誓約するものとする。

6. 注意事項

- 主催者は、必要と判断した場合、本事業の内容を予告なく変更又は中止することができる。変更又は中止を決定したときは、西淀川区ホームページ等で周知する。
- 入賞等に関する権利(記念品受領権等)を第三者へ譲渡又は換金することはできない。
- 本事業により応募者に不利益・損害等が生じた場合であっても、主催者は責任を負わない。
- 本事業で取得した個人情報は、本事業の運営(連絡、発送、確認等)の目的に限り使用する。
- 本事業により収集した個人情報は、本要領に記載の目的以外に使用しない。
- 本事業の問い合わせ先は以下のとおりとする。

西淀川区役所区政企画課

(メール) tk0011@city.osaka.lg.jp